

佐賀労働局発表
令和5年7月13日

【照会先】

佐賀労働局 労働基準部 賃金室
室長 北村 雅道
室長補佐 山下 恵美子
電話 0952(32)7179(直通)

令和5年度佐賀県最低賃金の改正を諮問

～ 佐賀地方最低賃金審議会において調査審議が開始されます～

佐賀労働局（局長 重河真弓）は、令和5年7月11日に開催された第437回佐賀地方最低賃金審議会において、令和5年度佐賀県最低賃金の改正に関する諮問を行いました。

これにより、同審議会の下に佐賀県最低賃金専門部会が設置され、本格的に調査審議が行われます。

なお、佐賀労働局においては、最低賃金や賃金の引き上げを行い生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に向けて下記による支援策を講じています。

佐賀県最低賃金の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	762円	790円	792円	821円	853円
引上額	25円	28円	2円	29円	32円

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

1 賃金引上げ特設ページ

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

<https://pc.saiateichingin.info/chingin/>

2 業務改善助成金

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

【相談窓口】

業務改善助成金コールセンター 電話 0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

3 佐賀働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者の皆様のために、助成金の活用などのご相談に対応するほか、生産性の向上を始め働き方改革に関する相談や訪問支援することなどを目的に、佐賀働き方改革推進支援センター（佐賀労働局委託事業）を設置しています。

【相談窓口】 電話 0120-610-464（通話無料）（平日、9：00～17：00）

【E-mail】 hatarakikata@sr-saga.com

【ホームページ】 <https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/saga/>

【添付資料】

- 1．佐賀労働局長の諮問文（写）
- 2．佐賀の最低賃金一覧表
- 3．賃金引上げ特設ページ リーフレット
- 4．業務改善助成金 リーフレット
- 5．佐賀働き方改革推進支援センター リーフレット

写

佐労発基 0711 第 1 号
令和 5 年 7 月 11 日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 富田 義典 殿

佐賀労働局長
重河 真弓

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和 55 年佐賀労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

雇う人も、働く人も、必ずチェック

佐賀県の最低賃金

<このリーフレットを事業場の見やすいところに掲示してください。>

佐賀県内の使用者は、これらの最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金は、正規雇用労働者のほか、臨時工・パートタイマー・アルバイト等の非正規雇用の労働者を
含むすべての労働者の方に適用されます。

最低賃金制度のマスコット

チェックマン



1 地域別最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
佐賀県 最低賃金	853 円	令和4年 10月2日	佐賀県内のすべての産業 (ただし、下の2で掲げる「特定(産業別)最低賃金」が適用 される産業を除く。)

2 特定(産業別)最低賃金

件名	1時間	効力発生日	適用される産業
一般機械器具 製造業関係	929 円	令和4年 12月30日	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く。)、建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。)、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
電気機械器具 製造業関係	900 円	令和4年 12月24日	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
陶磁器・同関連 製品製造業	854 円	令和4年 12月16日	陶磁器・同関連製品製造業、当該産業において、管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社
右に掲げる者は、特定(産業別)最低賃金の適用から除外され佐賀県最低賃金の適用を受けます。		18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

注1 賃金支払形態が「月給制、日給制、時間給制」に関係なく、1時間の金額が適用されます。

注2 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する所定内賃金に限られ、「時間外、休日、深夜などの割増賃金」、「賞与などの臨時的賃金」及び「精皆動手当」並びに「通勤手当(交通費)」及び「家族手当」は、対象になりません。

お問い合わせは 佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局労働基準部賃金室 0952-32-7179

佐賀労働基準監督署 0952-32-7133

唐津労働基準監督署 0955-73-2179

武雄労働基準監督署 0954-22-2165

伊万里労働基準監督署 0955-23-4155



~ ご存じですか「業務改善助成金」~

中小企業の計画的な最低賃金引上げを支援する制度があります。

ご相談 佐賀働き方改革推進支援センター 0120-610-464

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952-32-7218



賃金引き上げ 特設ページを開設!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1 株式会社バンダイ 玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

COMPANY PROFILE > ●本社所在地: 東京都台東区駒形
企業プロフィール > ●従業員数: 833名(2022年4月現在)



CASE 2 岡谷熱処理工業株式会社 製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組む、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

COMPANY PROFILE > ●本社所在地: 長野県岡谷市
企業プロフィール > ●従業員数: 34名(2022年12月現在)



主な支援策の紹介

1
業務改善助成金

2
キャリアアップ
助成金

3
働き方改革
推進支援センター

その他にも
様々な支援策を
ご用意

▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

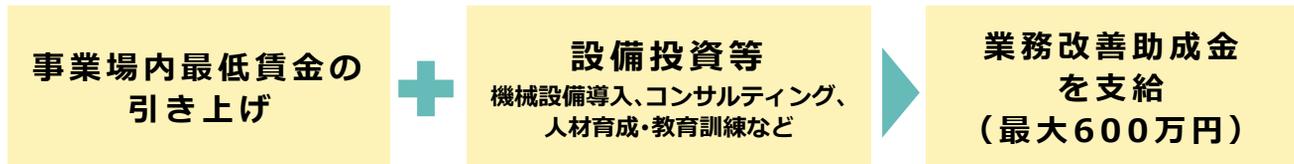
お申込みは
こちら >



※申請期限：令和6年1月31日
 (事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引き上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
 (= 600万円 × 9/10)
(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
 (= 助成上限額)
(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

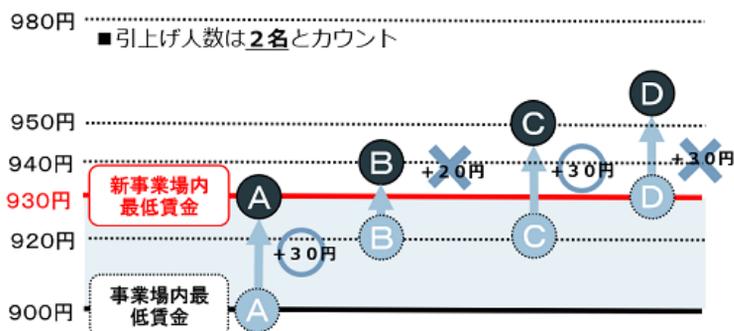
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。
また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ～最低賃金の引上げに向けて～

この度、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例をご紹介します。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB]

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集(令和3年作成) [PDF形式: 9,625KB]



【業務改善助成金に関する事例】

事例4 巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】 【所在地】山形県 【従業員数】16人 【事業内容】介護事業

課題と対応
利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の手間が長くなるなどがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

<導入後>

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

実施結果
ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動で1人で車両に載せられるようになった。

成果
巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ **県の介護事業担当部署からの提案**

生産性向上のヒント集

検索

業務改善 スチームコンベクションオープン®の導入による生産量の増と調理工程の簡素化

事例3

【所在地】宮城県 **【従業員数】**6人 **【事業内容】**仕出業
【課題と対応】調理人の熟練度や人数によって調理の質や量にばらつきが出るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。
熟練者以外でも少人数で大量の調理を可能にしたいと考えました。また、焼く・蒸す等の調理工程を簡素化したいと考えました。そこで、**助成金を活用してスチームコンベクションオープンを導入しました。**

(※) 湯気の水蒸気を用いて調理を行う加熱調理器具

今までのガス調理の負担を減らし、効率よく量産したい

導入前

若手従業員でも倍以上の量をミスなく調理可能

導入後

メニューのバリエーションが増えたことで、新しく担当や秘伝などにも力を入れられるようになった。

代表者

さらなる工夫
メニューのバリエーションが増えたことで、新しく担当や秘伝などにも力を入れられるようになった。

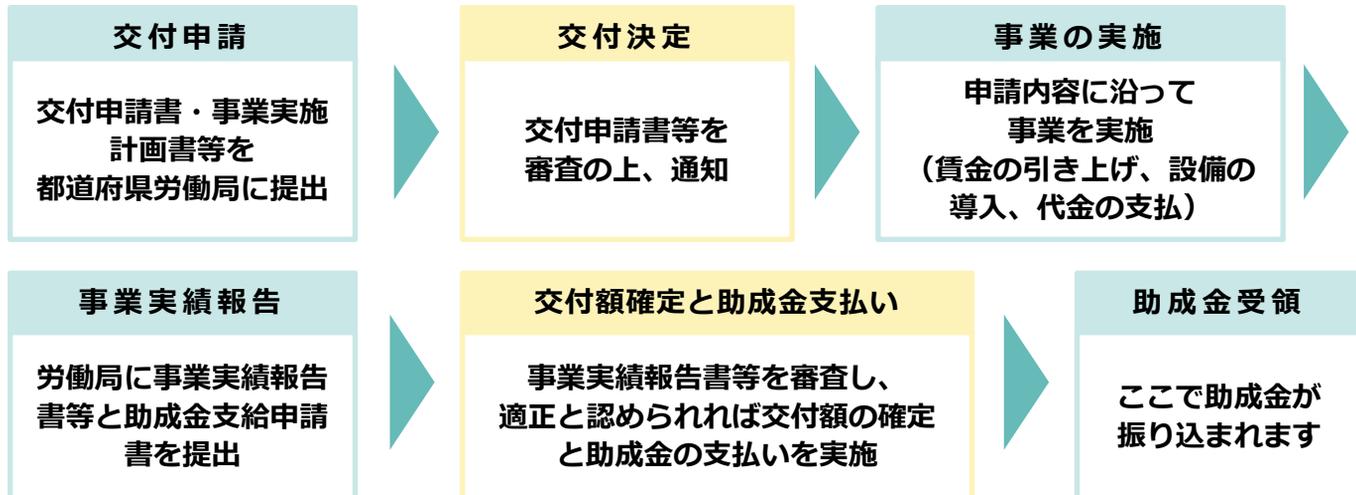
実施内容
スチームコンベクションオープンの導入により、火加減の調整が省け、調理ミスによるロス率も減少した。調理人の熟練度や人数に左右されることなく調理でき、空いた時間で他の作業もできるようになった。

成果
生産量の増と調理工程の簡素化より生産性が向上し、6人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 商工会のセミナーに参加

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



昨年度からの変更点

- 事業完了期限が、2024（令和6）年2月28日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は2024（令和6）年3月31日とすることも可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金コールセンターは開設準備中です。開設までは、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。（コールセンターは設置が完了次第、問い合わせ先の電話番号等をお知らせします。）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

こんなことで悩んでいませんか？

働き方改革

ぜひお気軽にご相談ください

最賃が上がって
いるが、どう
対応したらよいか



従業員が定着せず、
人手不足で
困っている

残業を
減らしたい



助成金を
利用したいが、
使い方が分からない



非正規雇用
労働者の
待遇を改善したい

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。

相談無料、秘密厳守です。

ご利用いただける
サービス



来所相談・電話相談



メール相談



企業への
訪問相談サービス



セミナー開催

佐賀働き方改革推進支援センター

〒840-0826

佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4F

開所時間 平日 9:00~17:00 ※年末年始を除く

TEL 0120-610-464

MAIL hatarakikata@sr-saga.com

FAX 0952-37-0708

佐賀働き方改革推進支援センター

お申し込みは
裏面へ

—— 専門家による無料相談 —— 申込票

佐賀働き方改革推進支援センター宛

FAX : 0952-37-0708

MAIL : hatarakikata@sr-saga.com

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業種		従業員数	名 (うち非正規雇用労働者 名)
住所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (どちらかにチェック)	<input type="checkbox"/> 会社・事業所へ訪問 <input type="checkbox"/> センターへ来所		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法への対応全般 <input type="checkbox"/> 生産性向上 (業務効率化・IT 活用) <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 社員定着 (退職防止) <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度 (評価制度) <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 労働時間管理 (時間外労働 他) <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 36 協定、就業規則見直し <input type="checkbox"/> 高齢者活用、女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 職場風土 (コミュニケーション) <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護の両立支援 (くるみん等)		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> Facebook ページを見て <input type="checkbox"/> 市町等のその他団体 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。